

での動詞が頻度の高い語であり、しばしば繰り返して使用されるものである。第二の点は、強調を発見するのは解釈者である。また、強調される対象もテキストから判断するしかなく、それを判断するのも、また解釈者である。つまり、強調に力点を置く聖書の解釈方法は通時的なものではなく、共時的なものである。以上の検討から、同じ動詞を重ねることを一様に強調と解するのは、困難である。同時に、もし仮に動詞の反復使用が強調だとしても、そのような読み方は解釈者に大きく依存するものであった。これは作者の意図を探索し、「客観的」であろうとする聖書の通時的研究の学問姿勢とは矛盾する。

これまで、三日の旅路をアブラハムの沈黙として解釈し、そこにあたかもアブラハムの心情が吐露されているかのごとく読み込む解釈が、神学的・信仰的な読みのみならず、「客観的」で「学問的」な説明を行うはずの歴史的・批判的研究に基づく聖書学においてもなされてきた。このような解釈が長らく無反省に繰り返されてきたことは、これまでの歴史的・批判的研究が研究者の信仰によってテキストから乖離してきたことを示す一つの好例であろう。

ユダヤ教の「呪術」観

——成文律法と口伝律法の比較から——

大澤 耕史

本報告は、ユダヤ教の二つの律法(成文律法と口伝律法)に

おける「呪術的」単語の用例を分析することで、ユダヤ教において呪術というものがどのようなものであったのか、またそれらがどのように扱われてきたのかの一端を明らかにすることを目的とする。

ユダヤ教では、口伝律法を成文化したものがミシュナであると言われているが、それに足りないものを補完した書物がトセフタ、さらにそのどちらにも記されていないバライタと呼ばれる伝承群が、タルムードやその他の文献に散在していると考えられている。加えて、長い間口頭でのみ伝えられてきた伝承の性質上、今現在伝わっているもののうち、どれだけがオリジナルの伝承を保存しているかも不明である。こういった状況から、現在では口伝律法という伝承群を確定するのは不可能であるという意見も出てきているが、本報告では現に存在している伝承を重視し、ミシュナ(アルベック版+カウフマン写本)とトセフタ(ツツケルマンデル版+各種写本)、そして参考としてバビロニア・タルムード(ヴィルナ版)に残されている伝承群をまとめて、口伝律法の一部、という認識で進めていく。

本報告では、ヘブライ語の単語、より正確に言うと語根に注目して分析を行う。広く「呪術」と考えられる行為全体を対象を広げると、その対象の決定が非常に困難になることがその主な理由であるが、一定の単語群に着目することで、複数の文献を扱う際にも明確な比較対照ができるという利点がある。どの単語を「呪術」的と考えるかについては、発表者の判断に基づく。対象となるのは(以下、小文字は単語、大文字は語根とする) 'ov, 'shf, GZR, ChVR, chartom, ChRsh, id'oni, KnShf,

LHT(LT), LChSh, NChSh, NN, QSM, ShChR の十四の語根・単語である。

まず、エベン・シヨシヤンのコンコルダンスに基づいて聖書におけるこれらの語の分析を行った。語源がヘブライ語でないものが多く、そのほとんどがユダヤ教においては禁止されているわけであるが(申命記十八章など)、そのうちの多くはただ漠然と禁止されているという印象がぬぐえず、それぞれの単語の詳細は不明瞭である。

ミシユナとトセフタについても同様の分析を行ったところ、まず聖書では使用されていた外来語、ユダヤ教外のもを指すと考えられる語は見つからなかった。これは、律法を伝達することに特化しているミシユナ・トセフタの特徴の一つと言える。また、ただ禁止するだけの聖書から一歩進んで、行為者を具体的にどのように処罰するべきかを規定し、またそれぞれの行為が実際にはどのようなものであるのかを説明しているという特徴が見られる。バビロニア・タルムードについては、ミシユナ・トセフタの記述と同様の記述が多いとだけ言及しておく。

以上の分析を踏まえ、本報告で扱ってきた単語・語根については、大きく分けて「禁止」「許容」「傍観」と、その他詳細が不明なもの四種類の対応方法があると考ええる。第一の禁止は、ある程度自明のことであるが、聖書に数多くある禁止規定が適用されている語がこれに該当する。語源的にユダヤ教外周辺民族・諸国に起源を持つものが多い。許容とは、聖書中では明確な禁止規定がなく、ミシユナ・トセフタでも特に呪術的な意味としては用いられていないものであり、推奨されること

すらあるものである。傍観とは、聖書でユダヤ教外の人物・行為としてのみ用いられており、イスラエルの民の内部には存在していなかったものである。それゆえ敢えて禁止を述べる必要もないという判断が下され、ミシユナとトセフタには言及がないものと考えられる。

申命記における祭司と王

——社会的アイデンティティ理論の適用——

高橋 優子

本発表の目的は、社会的アイデンティティ理論が、聖書資料の描く古代イスラエル社会を説明するために有効だということを示すことにある。社会的アイデンティティ理論を実際に適用することを試みるが、具体的には申命記一七章一六—一七節・一八章一—二節・一八章六—八節前半(および関連する列王記下二三章九節)にある王と祭司についての記述が対象となる。それは、これらの箇所がしばしば紀元前七世紀後半に想定される、いわゆるヨシヤの改革を、「ユートピア的で非現実的」であり、歴史性がないと考える根拠とされるからである。この際とくに重要なのは、社会的比較についての研究成果である。「社会的比較」とは、内集団(自己が属している集団)と外集団(自己が属していない集団)との間で行われる比較を意味している。この社会的比較においては、内集団にとって有利な次元(自集団が優位に立てる次元)上で、相違が最大になるよう